

毎週火、金曜日発行（但休日に行なるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の変更登録
通信地図の修正測量の実施
土地改良区の役員の退任及び就任
土地改良区の設立認可
数人が共同して行なう土地改良事業計画の縦覧
- ◇公告 昭和三十六年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の実施
健康保険法の規定による保険医療機関の指定
昭和三十六年度二級技能検定試験の実施

告示

鳥取県告示第五百二十号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に昭和三十六年九月十一日変更登録した。

昭和三十六年九月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

名 称

営業所の所在地

申請者氏名

摘

要

鳥取県知事登録
（一）第一四一号

気高建設（株）

気高郡鹿野町河内

（新）野藤 実
（旧）野藤 正蔵

資本金

（新）一百二十万円
（旧）四十万円

鳥取県告示第五百二十一号

次のとおり、通信地図の修正測量を実施する旨広島郵政局長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度第3・四半期通信地図修正測量

局名	測量地域	測量期間	測量方法
----	------	------	------

上井 倉吉市	穴窪、大塚、中江、井ノ手畑、下古川、古川、新田、小田、清谷、福庭、下余戸、上余戸、大原、栗尾、山根、伊木、八屋、上井、海田	10月中 11日間	平板測量 測鎖測量
--------	---	--------------	--------------

鳥取県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、鳥取市越路土地改良区から次の

ように役員の新任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の新任及び就任した旨の届出があつたので、

理事	小林 律次	鳥取市越路六二四
	渡辺直太郎	六七四
	下多 洋介	六七五
	渡辺 工郎	五六〇ノ一
	植垣 久雄	五二〇
	渡辺 節雄	五五四
	森下 増男	六三五
	谷口佐太郎	六二七ノ一
	下田 英男	六四一
	下田 林蔵	六〇二
	下田 駒吉	六〇七
	植垣重次郎	六二六
監事	下田 元吉	五五八

昭和三十六年六月二十六日土地改良法第十八条第三項の規定により申請人が選任、七月一日就任、任期は第一回総回まで。

退任した役員の新任及び就任した旨の届出があつたので、

理事 小林 律次 鳥取市越路

	渡辺直太郎	五六〇ノ一
	下田 洋介	五七四
	渡辺 工郎	五七五
	植垣 久雄	五五四
	渡辺 節雄	六三五
	森下 増男	六二七ノ一
	谷口佐太郎	六四一
	下田 英男	六〇二
	下田 林蔵	六〇七
	下田 駒吉	六二六
	植垣重次郎	五五八
監事	下田 元吉	六〇一

昭和三十六年七月五日第一回総会において総選挙により新たに役員が選任されたため。

就任した役員の新任及び就任した旨の届出があつたので、

理事 小林 律次 鳥取市越路六二四

	渡辺直太郎	五六〇ノ一
	下田 洋介	五七四
	渡辺 工郎	五七五
	植垣 久雄	五五四
	渡辺 節雄	六三五
	森下 増男	六二七ノ一
	谷口佐太郎	六四一
	下田 英男	六〇二
	下田 林蔵	六〇七
	下田 駒吉	六二六
	植垣重次郎	五五八
監事	下田 元吉	六〇一

昭和三十六年七月五日第一回通常総会において総選挙

加藤医院 八頭郡用瀬町 加藤 達也
 井崎医院分院 鳥取市吉方町八二〇 井崎 太郎
 増田耳鼻咽喉科 倉吉市宮川町二五六の 増田 謙
 四

公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五條及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第二條の規定により、昭和三十六年度の建具工及び家具工並びに木工塗装工の二級の技能検定の試験を、次のとおり実施する。

昭和三十六年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 検定職種及び試験科目
 試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

検定職種	試験科目	
	第一次試験	第二次試験
建具工	一 実 能 要 素 二 学 科 5 4 3 2 1 設計、建築、大工、意匠、図 安設計、建築、大工、意匠、図 全作業法	実 技 建 具 作 業
家具工	一 実 能 要 素 二 学 科 5 4 3 2 1 設計、仕材、工、作、法 安設計、仕材、工、作、法 全作業法	選 択 実 技 1 指物製作作業 2 椅子製作作業

外科、整形外科、皮膚科、小児科 七、二六
 肛門科、外科、内科、呼吸器科 七、一一
 耳鼻咽喉科 八、一八

木工塗装工	一 実 能 要 素 二 学 科 4 3 2 1 材料、塗料、機器及び設備、衛生	実 技 塗 装 作 業
-------	--	----------------

二 試験の実施期日

検定職種	試験の区分	試験の実施期日
建 具 工	第一次試験	昭和三十六年十一月十九日（日） 午前九時から午後五時まで
家 具 工	第一次試験	昭和三十七年二月一日（木）か 昭和三十七年三月三十一日（土） までの間において指定する日
木工塗装工	第二次試験	

三 試験の実施場所

検定職種	試験の区分及び試験の実施場所
建 具 工	第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
家 具 工	第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
木工塗装工	第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市

四 受検資格

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受け

ることができる。

(一) 公共職業訓練又は認定職業訓練（旧職業補導又は旧技能者養成等を含む。）修了者で次に掲げるもの

イ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ロ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ニ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、

その後二年以上の実務の経験を有するもの

ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百一十一号）による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

(三) 実務経験者で次に掲げるもの

検定職種に関して七年以上の実務の経験を有するもの

(二) 大学、短期大学又は旧専門学校卒業者で次に掲げるもの

イ 大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校に

において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

(四) 高等学校、旧中等学校等の卒業者で次に掲げるもの

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校（修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で検定職種に関しその後四年以上の実務の経験を有するもの

(四) その他の者で次に掲げるもの

イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの

ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 第二次試験は、第一次試験の合格者と第一次試験の全部免除を受けた者に限り受験することができる。

五 試験の免除

1 第一次試験の全部免除

昭和三十五年度の二級技能検定の第一次試験に合格した者であつて、同一検定職種の二級の技能検定を受験するものは、昭和三十六年度の二級技能検定の当該検定職種に係る第一次試験の全部の免除を受けることができる。

2 第一次試験の一部免除

職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者で、当該免許職種に相当する職種の技能検定を受けるもの

六 受験の申請等の手続

1 受験申請書類

(一) 第一次試験

イ 二級技能検定第一次試験受験申請書

ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面

(二) 第二次試験

二級技能検定第二次試験受験申請書

2 第一次試験の全部免除の申請
第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、二級技能検定第一次試験全部免除申請書に、前回の二級の技能検定において第一次試験に合格したことを証する書面(合格通知書)を添付して提出しなければならない。

3 受験申請書等の提出先

第一次試験及び第二次試験の受験申請書及び免除申請書の提出先は、鳥取市本町三丁目鳥取商工会館別館内鳥取県商工労働部職業安定課とすること。

4 受験申請書等の受付期間

区分	受付期間
第一次試験受験申請書及び第一次試験全部免除申請書	昭和三十六年十月二日(月)から昭和三十六年十月二十日(金)まで
第二次試験受験申請書	昭和三十七年一月十一日(木)から昭和三十七年一月二十五日(木)まで

5 受験申請に関する注意

(一) 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所及び関係同業組合で交付する。

用紙の郵送を求める場合は、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

(二) 受験申請書を郵送する場合には、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というように朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。

七 検定手数料

1 手数料の額

検定職種	第一次試験の手数料	第二次試験の手数料
建具工	四百円	千三百円
家具工	四百円	千三百円
木工塗装工	四百円	千三百円

2 手数料の納付方法

八 合格等の通知

1 第一次試験合格者に対する通知

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に右の表に掲げる額の収入証紙をはつて納付する。その際、収入証紙に消印しないこと。なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

2 第一次試験の合格者に対しては、昭和三十六年十二月下旬に書面で通知する。

2 第一次試験の全部免除者に対する通知

第一次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。

3 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者に対する合格通知は、昭和三十一年五月中旬に合格証明書を交付して行なう。また、鳥取県公報にも氏名を公告する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。